

種 畜 検 査 申 請 書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長（都道府県知事）殿

飼養者 住所

氏名又は名称

家畜改良増殖法第4条第1項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたいので、申請します。

記

1 名前

(家畜登録機関名及び登録番号)

2 種類及び品種

3 毛色

4 特徴

5 生年月日

6 産地

7 血統	{	父 (登録番号)	{	祖父
			{	祖母
	{	母 (登録番号)	{	祖父
			{	祖母

8 その他

(日本産業規格A4)

備考

- 現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、1の名前に当該種畜証明書の番号を記入すること。
この場合には、2の種類及び品種から7の血統までを省略することができる。
- 牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 8のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

(表)

種 畜 証 明 書				
名 前		(家畜登録機関名及び登録番号)		
種 類		品 種		
毛 色		特 徴		
生年月日				
産 地				
血 統	父	(登録番号)	祖 父	
			祖 母	
	母	(登録番号)	祖 父	
			祖 母	
等 級		有 効 区 域		
上記の家畜は、家畜改良増殖法第4条の規定による検査に合格した種畜であることを証明する。 農林水産省（都道府県）				

(日本産業規格 A 4)

(裏)

種畜証明書 番号	検査年月日	有効期間	検査担当者氏名
変更年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所		発行者氏名

その他特記すべき事項	記載年月日	検査担当者氏名

(日本産業規格 A 4)

備考

牛については、特徴の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

種畜証明書書換交付（再交付）申請書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事）殿

飼養者 住所

氏名又は名称

家畜改良増殖法施行令第5条（第6条第1項）の規定により種畜証明書の書換交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 種畜証明書番号
- 2 種畜の名前、種類及び品種
- 3 家畜登録機関名及び登録番号
- 4 申請の事由（飼養者の変更の場合にあっては、旧飼養者の住所及び氏名又は名称を記載すること。）

種 付 台 帳
（ 精 液 採 取 台 帳 ）

種 畜	種 畜 証 明 書 番 号		
	名 前		
	家 畜 登 録	家 畜 登 録 機 関 名	
		登 録 番 号	
	種 類 及 び 品 種		
	生 年 月 日		
	血 統	父	
		母	

種畜飼養者

住所

氏名又は名称

備考

種付台帳は、書面により作成する場合にあつては種畜ごとに別冊としてつづり、電磁的記録により作成する場合にあつては種畜ごとに明確に区分すること。

種付けした雌	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
	摘 要				
種 付 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
種付証明書	発 行 年 月 日				
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
	摘 要				

備考

- この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載し、又は記録すること。
- 豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

採取年月日	採取時刻	採取量	色 (※)	臭気 (※)	PH (※)	精子数 (※)	活力及び生存率 (※)	き型率 (※)	き积液及びき 积液率 (※)	凍結後の活力 及び生存率 ※	封を施した本数及び家畜 人工授精用精液証明書番号	採取した獣医師又は 家畜人工授精師の氏名
											本	獣医師（家畜人工授精師）
											号から 号まで	
精若液し のく譲 は渡体 又は受 注精入	年	月	日	家畜人工授精用 精液証明書番号		譲渡量		譲渡先又は注入を受けた雌畜の飼養者若しくは体外授 精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称及び住所				摘 要

備考

- この帳簿には、家畜人工授精用精液の1回の採取ごとにその採取及び処理に関する事項を記載し、又は記録し、あわせてその譲渡又はその場における注入若しくは体外授精に関する事項を記載し、又は記録すること。
- （※）印及び※印の欄には、種畜の飼養者が獣医師又は家畜人工授精師でない場合は記載又は記録を要せず、※印の欄には、精液を凍結処理しない場合は記載又は記録を要しない。
- 精液を採取し、封を施すことなく、その場で雌畜に注入し、又は体外授精を行つたときは、摘要欄に注入量又は体外授精量及び精液採取に関する証明書（乙）番号を記載し、又は記録すること。

年 次						
種 付 け	種 付 回 数					
	種 付 回 数 別 実 頭 数	計				
		1 回				
		2 回				
		3 回				
		4回以上				
	受 胎 数					
	不 受 胎 数					
	不 明 数					
	産 子 数	雄				
		雌				
		計				
精 液 の 採 取	精液採取回数					
	精液譲渡量					

備考

- 1 この表には、種畜の飼養者が自然種付け及び精液の採取に関する年次別の成績をとりまとめて記載し、又は記録し、これを種付台帳とともに保存すること。
- 2 年次の期間は、その年の1月1日から12月31日までとすること。
- 3 種付回数は、1発情期間内に2回以上種付けした場合でも1回として計算すること。

第 号

種 付 証 明 書

区 分	種付けされた雌畜	種 畜		
名 前			種畜証明書 番号	
家畜登録機関名 及び登録番号				
種 類 及 び 品 種				
毛 色			種 付 年 月 日	
特 徴			年 月 日	年 月 日
生 年 月 日			年 月 日	年 月 日
雌畜の飼養者の 氏名又は名称及 び住所				

上記のとおり種付けしたことを証明する。

年 月 日

種畜飼養者 住 所
氏名又は名称

(日本産業規格 A 5)

備考

牛については、特徴の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

第 号

精液採取に関する証明書（甲）

精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種類及び品種			
精液採取年月日		年 月 日		
※精液を採取した獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所・氏名				
（※）精液の採取量及び性状				
（※）き积液及びき积液率				

上記のとおり家畜人工授精用精液を採取したことを証明する。

年 月 日

（※）獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住 所

氏 名

※種畜飼養者 住 所

氏名又は名称

（備考）この証明書は、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師とその種畜の飼養者が異なる場合に使用するものである。

（日本産業規格 A 5）

備考

- ※印の欄には、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師が種畜の飼養者に対して交付する場合は、記載を要しない。
- （※）印の欄には、種畜の飼養者が精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師に対して交付する場合は、記載を要しない。
- 精液を凍結した場合は、用紙の右肩に **凍結** と記載すること。

第 号
（番号又は記号）

家畜人工授精用精液証明書

精液を採取した種畜	種 畜 証 明 書 番 号		種畜の等級	
	名	前		
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種 類 及 び 品 種			
精 液 採 取 年 月 日				
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名				

（日本産業規格 A 7）

備考

- この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。
- 精液を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- 精液を混合処理した場合は、用紙の右肩に「混合」と記載すること。その場合、精液を採取した種畜の名前の欄については、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数がわかるよう記載すること。
- この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- （番号又は記号）の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜人工授精用精液と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

譲 渡 ・ 経 由 の 確 認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

（参考）注入又は体外授精記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	（県）第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巢を採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

備考

譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。

第 号
(番号又は記号)

家畜体内受精卵証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品名			
体内受精卵を採取した雌畜	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品名			
	(個体識別番号)			
種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号				
種付け又は精液注入年月日				
体内受精卵採取年月日				
雌畜の飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師の登録番号、住所及び氏名				

(日本産業規格 A 6)

備考

- この証明書は、家畜体内受精卵の容器に添付すること。
- 体内受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- この証明書が添付されている容器の体内受精卵の移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体内受精卵移植証明書にはり付けること。体内受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の種畜の精液による体内受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- (番号又は記号)の欄には、家畜体内受精卵を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜体内受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

譲 渡 ・ 経 由 の 確 認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

（参考）移植記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	（県）第 号
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第 号
(番号又は記号)

家畜体外受精卵証明書

交配した種畜	種畜証明書番号		等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品名			
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品名			
	(個体識別番号)			
家畜人工授精用精液証明書番号				
体外授精年月日				
体外受精卵検査年月日				
卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）の飼養者の氏名又は名称及び住所				
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）、住所及び氏名				

(日本産業規格 A 6)

備考

- この証明書は、家畜体外受精卵の容器に添付すること。
- 体外受精卵を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- この証明書が添付されている容器の体外受精卵の移植を受けた雌畜の飼養者から体外受精卵移植証明書の交付を要求されたときは、この証明書を体外受精卵移植証明書にはり付けること。体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の種畜の精液による体外受精卵を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該種畜の後代検定が終了し、その等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- (番号又は記号)の欄には、家畜体外受精卵を収める容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- 牛については、(個体識別番号)の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜体外受精卵と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

譲 渡 ・ 経 由 の 確 認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

（参考）移植記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	（県）第 号
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称	
移植を受けた雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
品 種	
毛 色 及 び 特 徴	
移 植 年 月 日	

備考

- 1 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。
- 2 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

第 号

精液採取に関する証明書（乙）

精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級	
	名前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種類及び品種			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
精液採取年月日				

上記のとおり種畜から精液を採取したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）（県）第 号

住 所

氏 名

（備考）

この証明書は、精液を採取し、封を施すことなくその場で雌畜に注入し、又は体外授精を行った場合に、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師が当該雌畜の飼養者又はこの精液を用いて体外授精を行った獣医師若しくは家畜人工授精師に対して交付するものである。

（日本産業規格 A 5）

備考

この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

第 号

体内受精卵採取に関する証明書

交配した種畜	種 畜 証 明 書 番 号		等 級	
	名 前			
	家 畜 登 録 機 関 名 及 び 登 録 番 号			
	品 種			
体内受精卵を採取した雌畜	名 前			
	家畜登録機関名及び 登 録 番 号			
	品 種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名 称及び住所			
体内受精卵採取年月日				
種付証明書番号又は家畜 人工授精用精液証明書番号				

上記のとおり雌畜から体内受精卵を採取したことを証明する。

年 月 日

 獣医師 登録番号 第 号
 住 所
 氏 名

(日本産業規格A5)

備考

- 1 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。
- 2 この証明書を作成した獣医師は、この証明書に記載された家畜体内受精卵について、当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜体内受精卵の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

第 号

体外受精卵生産に関する証明書

交配した種畜	種 畜 証 明 書 番 号		等 級	
	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
卵巣を採取した雌畜（そのと を 含 む。）	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	品 種			
	(個体識別番号)			
	飼養者の氏名又は名称及び住所			
体 外 受 精 卵 検 査 年 月 日				
家 畜 人 工 授 精 用 精 液 証 明 書 番 号				

上記のとおり体外受精卵を生産したことを証明する。

年 月 日

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）

（県）第 号

住 所

氏 名

（日本産業規格 A 5）

備考

- 1 牛については、「(個体識別番号)」の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 2 この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜体外受精卵について、当該家畜体外受精卵の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。

家 畜 人 工 授 精 簿

獣医師（家畜人工授精師）

登録番号（免許番号）

（県）第 号

住 所

氏 名

種畜	種畜証明書番号		名前			種類及び品種		生年月日		飼養者の氏名又は名称及び住所		精液の譲渡（※）				摘要	
	採取年月日	採取時刻	採取量	色	臭気	PH	精子数	活力及び生存率	き型率	き积液及びき积液率	凍結後の活力及び生存率※	家畜人工授精用精液証明書番号	年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡量		譲渡先の氏名又は名称及び住所
												号から 号まで					
												号から 号まで					
												号から 号まで					
												号から 号まで					
												号から 号まで					
												号から 号まで					
												号から 号まで					

備考

- この帳簿には、種畜ごとに作成して家畜人工授精用精液の採取及び処理に関する事項を記載し、又は記録すること。
- 精液を採取し、封を施すことなく、その場で雌畜に注入し、又は体外授精を行ったときは、摘要欄に精液採取に関する証明書（乙）番号を記載し、又は記録すること。
- 獣医師又は家畜人工授精師が種畜の飼養者であって、種付台帳（様式第4号その三）に記載し、又は記録した場合は、この帳簿の記載又は記載を要しない。
- ※印の欄には、精液を凍結処理しない場合は、記載又は記録を要しない。
- （※）印の欄には、精液を採取した獣医師又は家畜人工授精師が精液を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。
- 精液を混合処理した場合には、種畜の名前の欄には、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数が分かるよう記載すること。

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

備考

- めん羊、山羊及び豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要なときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。
- 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

年 次						
授 精 回 数						
授 精 回 数 別 実 頭 数	計					
	1 回					
	2 回					
	3 回					
	4回以上					
受 胎 数						
不 受 胎 数						
不 明 数						
産 子 数	雄					
	雌					
	計					

備考

- 1 この表には、獣医師又は家畜人工授精師が年次別の授精成績をとりまとめて記載し、又は記録し、家畜人工授精簿その三とともに保存すること。
- 2 年次期間は、その年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 授精回数は、1発情期間内に2回以上授精した場合でも1回として計算すること。

雌畜	名前	家畜登録機関名及び登録番号	品 種	(個体識別番号)	生年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所											
交 配 し た 種 畜							診 断 及 び 体 内 受 精 卵							体内受精卵の譲渡 (※1)		摘要	
名前	種畜証明書番号	等級	家畜登録機関名及び登録番号	品 種	種付け又は精液注入年月日	種付証明書番号又は家畜人工授精用精液証明書番号	授精した獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	診断の年月日	診断した獣医師の登録番号及び氏名	採取年月日及び時刻	採取個数	正常受精卵個数	正常受精卵の形態	家畜体内受精卵証明書番号（※2）	凍結の有無		年月日
														号			
														号			
														号			
														号			
														号			
														号			
														号			
														号			
														号			
														号			

備考

- 1 獣医師が雌畜ごとに作成して体内受精卵の採取及び処理に関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2 牛については、（個体識別番号）の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 3 体内受精卵を採取し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したときは、摘要欄にその体内受精卵採取に関する証明書番号を記載し、又は記録すること。
- 4 正常受精卵の形態の欄には、卵の分割状態等の違いが明らかになるようスケッチをし、顕微鏡写真(電磁的記録により作成されたものを含む。)を添付し、又はその卵の胚の品質コード及び発育ステージを記載すること。
- 5 （※1）印の欄には、体内受精卵を採取した獣医師が体内受精卵を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。
- 6 （※2）同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体内受精卵証明書番号を使用しないこと。

卵巣を採取した雌畜 （そのとたいから卵 巣を採取した雌畜を 含む。）		名 前		家畜登録機関名 及び登録番号		品 種		(個体識別番号)		生年月日		飼養者の氏名又 は名称及び住所						
交 配 し た 種 畜						診 断 及 び 体 外 受 精 卵										体外受精卵の 譲渡（※１）		摘要
名 前	種畜証 明書番 号	等 級	家畜登録 機関名及 び登録番 号	品 種	家畜人工授 精用精液証 明書番号	診 断 の年 月 日	診断した 獣医師の 登録番号 及び氏名	卵巣 採取 年月 日	未受 精卵 採取 個数	体外 授精 年月 日	体外受精 卵検査年 月日及び 時刻	正 常 受 精 卵 個 数	正 常 受 精 卵 の 形 態	家畜体 外受精 卵証明 書番号 (※２)	凍 結 の 有 無	年 月 日	譲渡先の氏名 又は名称及び 住所	
														号				
					号													
					号													
														号				
					号													
					号													

備考

- 1
- 獣医師又は家畜人工授精師が雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）ごとに作成して体外受精卵の生産に関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2
- 牛であって、その個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）が分かる場合は、（個体識別番号）の欄に個体識別番号を記載すること。
- 3
- 体外受精卵を生産し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したときは、摘要欄にその体外受精卵の生産に関する証明書番号を記載し、又は記録すること。
- 4
- 正常受精卵の形態の欄には、卵の分割状態等の違いが明らかになるようスケッチをし、顕微鏡写真（電磁的記録により作成されたものを含む。）を添付し、又はその卵の胚の品質コード及び発育ステージを記載すること。
- 5
- （※１）印の欄には、体外受精卵を生産した獣医師又は家畜人工授精師が体外受精卵を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。
- 6
- （※２）同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体外受精卵証明書番号を使用しないこと。

様式第十三号
その六（家畜体外受精卵の生産に関する事項）

移植した雌畜	番 号					
	名 前					
	家畜登録機関名及び登録番号					
	品 種					
	毛 色 及 び 特 徴					
	生 年 月 日					
	飼養者の氏名又は名称及び住所					
移植した受精卵	移 植 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
	名 前	種 畜				
		雌 畜				
	体 内	家畜体内受精卵証明書番号 又は体内受精卵採取に関する証明書番号				
	体 外	家畜体外受精卵証明書番号 又は体外受精卵生産に関する証明書番号				
移植証明書	発 行 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
摘 要						

備考

- 1 子畜の欄には、子畜がいずれの受精卵によるものであるかが明らかになるように記載し、又は記録すること。
- 2 双子以上の分娩にあつては、その旨を摘要欄に記載し、又は記録すること。
- 3 移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあつては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

年次										
移植回数										
移植体内受精卵数		1個	2個	3個以上	1個	2個	3個以上	1個	2個	3個以上
移植回数別延頭数	計									
	1回									
	2回									
	3回									
	4回以上									
受胎数										
不受胎数										
不明数										
産子数	雄									
	雌									
	計									

備考

- 1 この表には、獣医師又は家畜人工授精師が年次別の移植成績を取りまとめて記載し、又は記録し、家畜人工授精簿その七とともに保存すること。
- 2 年次期間は、その年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 移植回数は、1性周期に2回以上移植した場合でも1回として計算すること。

年 次										
移 植 回 数										
移植体外受精卵数		1 個	2 個	3 個 以上	1 個	2 個	3 個 以上	1 個	2 個	3 個 以上
移植回数別 延頭数	計									
	1 回									
	2 回									
	3 回									
	4 回以上									
受 胎 数										
不 受 胎 数										
不 明 数										
産 子 数	雄									
	雌									
	計									

備考

- 1 この表には、獣医師又は家畜人工授精師が年次別の移植成績を取りまとめて記載し、又は記録し、家畜人工授精簿その七とともに保存すること。
- 2 年次期間は、その年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 移植回数は、1性周期に2回以上移植した場合でも1回として計算すること。